

開東社会保険ニュース

No.114



後期高齢者医療制度の創設について

平成20年2月

平成20年3月・4月の社会保険制度変更の中から、皆様に影響の大きいと思われるものを抜粋してお知らせします。

(1) 介護保険料率の変更(平成20年3月)

政府管掌健康保険の介護保険料率が、平成20年3月分(4月給与控除分)から変更されます。
(健康保険料率は82/1000で変更ありません。)

現行:12.3/1000 新料率:11.3/1000

40歳以上65歳未満の第2号被保険者の場合(健康保険含現行:94.3/1000 新料率:93.3/1000)

(2) 後期高齢者医療制度の創設(平成20年4月)

(A) 対象となる方

75歳以上の方、または65~74歳の方で一定の障害の状態にあることにつき広域連合(注)の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することになり、**現在加入している健康保険の被保険者・被扶養者ではなくなります。**

また、被保険者が資格喪失した場合、75歳未満の扶養されている方も被扶養者でなくなるため、新たに国民健康保険等に加入することになります。

(注)後期高齢者医療事務を行うため、都道府県ごとに全自治体が加入して設立された地方公共団体

被保険者や被扶養者が75歳に達した場合、社会保険事務所から事業主様宛に、予めデータをプリントした「被保険者資格喪失届」・「被扶養者異動届」が郵送されます。

この内容を確認の上、必要事項記入・捺印し、健康保険証を添付して返送することになります。

(B) 保険料

保険料は、各広域連合がそれぞれの都道府県の医療給付に応じて2年ごとに条例で定め、高齢者の方それぞれが、次の式に応じて負担することになります。

保険料額(年額50万円を上限) = 被保険者均等割額 + 1人あたり所得割額

なお、健康保険や共済組合の被扶養者であった方については、平成20年4月から9月までの6か月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は、頭割保険料額(被保険者均等割)が9割軽減された額となります。

保険料は原則として年金から控除されますが、年金年額18万円未満の方などは納付書や口座振替による納付となります。

(C) 医療機関での窓口負担

新設の「高額医療・高額介護合算制度」(下表)以外は現行の老人保健と同じです。

	年間自己負担限度額
現役並み所得者(課税所得145万円以上の方等)	67万円
一般	56万円
市町村民税非課税者	31万円
前記のうち、年金受給額80万円以下等の方	16万円

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6 西新宿K-1ビル8階

TEL 03-3369-7411/8411 FAX 03-3369-2711

